

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

2 八五年春季闘争

8 八五年春闘総括

八五年三月期決算の経常利益は、日本経済新聞の集計によれば、上場八八〇社の増益二五・四%、製造業平均四二・七%に達し、第一次石油ショック以来最高の伸びを示した。石油、食品など一部に業績不振業種はあるものの全体として景気の回復局面にあることは明白であった。これにたいし、賃闘の成果は、どうにか五%台に乗せたといった内容であった。

この春闘結果にかんし、日経連の大槻会長は第三八回定時総会のあいさつのなかで「これは、日本経済の現状から考えて、多少、負担の重いものにならないかと心配している」と評価し、対米輸出急増などによる「一時的で不安定な」企業収益の増大は「賃金のような固定的なコストの上昇をもたらすものではないボーナスなどで勘案すべきであり、賃金は、より長期的、基本的な経済動向との関連で決定すべきものである」と主張した(本年鑑第三部-IV「経営者団体の労働政策」参照)。

これにたいし、労働側は、春闘共闘会議が、「今春闘では『攻め』の考え方で要求を組み立て、ようやく五%の壁をこえたが不十分といわざるを得ない」「実質可処分所得は前年を下回る見通しにあり、税制是正、インフレ抑制のとりくみの重要性が増した」(藁科副議長)ときびしい評価を下した。同盟も「五%の賃上げはわれわれにとって不満足なものといわざるをえない」「今次賃闘において、日経連をはじめとする財界がとった姿勢はきびしく批判されなければならない」と評した。しかし、全労協の「八五賃金闘争アンケート調査」(加盟組織代表者回答)によれば、今次妥結水準を「まあまあ結果である」としたものが六一・〇%と過半数にのぼり、鉄鋼労連の春闘総括集会(五月二九～三一日)でも全体としては評価する意見が支配的であった。また、総評も同盟も賃上げそのものには不満を示しながらも、「八五賃闘連絡会」を中心とした労働四団体共闘は前進したとする見解を明らかにしており、運動は前進したと総括した。

一方、統一労組懇は第五回全国代表者会議を五月一五日に開き、「八五春闘中間総括」の報告を春山事務局長がおこない、そのなかで賃上げの低さと全労協の管理春闘を強く批判し、統一労組懇の春闘を「善戦健闘」と評価した。

全体として今次春闘は、「低成長経済時代に見合った賃金決定を追求したいとする企業の精神が、今年も貫かれた」(『日経連タイムス』五月一六日号)とする財界側の評価によっていい表わされているともいえよう。労働側は、三〇回目という節目の春闘で、景気の拡大という客観条件を生かすことが十分にできず、経営側の厚い壁の前に前進をはばまれたという格好になった。こうした情勢のなかで、春闘のあり方を問う声も増大しており、日本の労働運動がかかえる課題は、戦線統一問題の今後の展開ともからみつつ複雑で多岐なものとなっている。

総評は、七月一五～一八日の定期大会において、八四年度運動総括をおこなったが、そのなかで、賃金闘争部分は、つぎのような総括であった。総括のなかで、賃上げ水準については「有利な経済条件を、われわれは生かし切れず、不満足な結果に終わった」と評価し、さらに「今後に向けて、集中決戦態勢を大事にしながらも高い春闘相場を形成するためには、より条件のある、しかもストライキ可能な組合集団による決戦態勢など」を検討しなければならないと述べた。

二 八五春闘の問題点と課題

八五春闘は、客観的情勢としては、低成長から中成長時代への転機にあたり、主体的には守りの春闘から攻めの春闘、すなわち生活防衛から生活向上、格差縮小の闘いなど、いくつかの問題点と、闘争課題を提起した春闘であった。

(1) 第一は要求についてである。今春闘においては、従来の「物価上昇分+ α 」の要求方式にこだわらずに、生活実感を重視し、実質賃金の引き上げを考慮した要求づくりを行おうということが、労働団体間で確認され、積極的な要求づくりに取り組んだ。八五賃金闘争連絡会においてもそうした考え方から昨年の要求に一%上積みして「七%以上」のアップ率を設定した。さらに総評としては額重視の立場から「二万円、八%以上」を統一要求基準として設定した。このようなより組合員の実感に近いところでの要求づくりという考え方は今後とも大事にされなければならない。

さらに、個別賃金重視の傾向がより強まり、春闘共闘においても従来の一八歳、三五歳のポイントに加えて、二七歳、四五歳が参考ポイントとして加えられることとなった。しかし、個別組合段階では、賃金水準の平準化や格差解消のために、個別賃金要求を活かす取り組みにはまだまだ不十分であり、単産、県評の指導の強化がのぞまれる。

(2) 第二には、春闘相場形成の闘いについてである。今春闘も昨年に引き続き、大手組合による集中決戦方式をとることとなった。昨春闘総括においてわれわれは、集中するだけでは不十分であり、不満な回答のときにはストライキを実施する態勢が不可欠であるとし、今春闘においてもそのことを確認して取り組みを進めてきた。しかし結果的には五%前後という低額回答にもかかわらずストを実施する組合はほとんどなかったといってよい。その中であって私鉄総連が、今年こそストも辞さずという固い決意と態勢の中で一万二五〇〇円の回答を引き出したことは大きく評価されるべきである。

今後に向けて、集中決戦態勢を大事にしながらも高い春闘相場を形成するために、より条件のある、しかもストライキ可能な組合集団による決戦態勢などを積極的に検討していかなければならない。また、組織的な事情によつてストライキが不可能な場合でも、低い回答では妥結することなく、可能な限りの闘いを続けるなどの作風も重要なポイントであろう。

(3) 第三には妥結をめぐる問題である。客観的に有利な経済情勢があつたにもかかわらず、五%前後という低目の賃上げ率にとどまったのは、経営側のがまんの哲学をはじめとする賃金抑制の姿勢、賃上げを低目におさえこむいわゆる管理春闘態勢を、今春闘も破れなかったことをあらわしている。今後、内需拡大をはじめとする日本経済の動向や、労使関係問題について一方的な経営側の宣伝を許さないために、春闘前段の時期に、日経連を中心とした経営側と、労働側との間で、公開討論の場を設けるなどし

て、ひろく論争の焦点を国民の前に明らかにしていく必要がある。

また今春闘においては、公式妥結表示以外に様々な「 $+\alpha$ 」加算方式が昨春闘以上に広がったことを指摘しなければならない。当該組合にとっては、「 $+\alpha$ 」は企業内ドリフトと考えられるとしても、「 $+\alpha$ 」のない組合にとっては、妥結額比較が不明確になるし、また、他産業や中小への波及にマイナス効果をもつ。同一レベルにおける比較可能な方式が確立されなければならない。労働者の連帯によって少しでも高い賃上げを獲得するという春闘本来の主旨にのっとり、よりよい克服方法をみつけることが必要である。

(4) 今春闘における先行組合は、三月下旬から四月第一週にかけて、二五単産、二五〇〇単組で有額回答を引き出した。その組合数は、昨年の二二単産、二三〇〇単組に比べ、二〇〇組合ほどふえているが、高額回答を引き出して、主要大手組合の賃上げの相場形成時期につなげるという役割の面では不十分であった。そして、その多くは、四月第二週の集中決戦時期にかけて決着をみる状態となり、先行組合と集中決着組合との間における時期的な面での差は縮まったといえる。

しかし、先行組合のなかには、最近、製造業よりもむしろ第三次産業のなかのマスコミ関係や情報処理産業、レジャーサービス産業、事業所サービス業など、比較的新しい産業、業種の分野の組合が多くなってきている。それらの組合は、製造業の主要大手組合の賃上げ形成時期より、多少早目に賃上げ闘争に取り組む傾向にあるので、全体として集中決戦、決着の方向にあるとはいえ、来春闘にむけて、なお、先行組合の位置づけや役割については、さらに検討をしていくことが必要である。

(5) 中小闘争対策本部を中心として、格差縮小の闘いをめざして闘った中小春闘、地域春闘は、主要大手組合の賃上げが確定した後も、「春闘を流れ解散にしない」を合言葉に、四月第三週、第四週に、統一闘争日や、追い込みのための闘争ゾーンを設定して果敢に闘った。そして四月内決着に追い込んだ組合は、大手組合の妥結水準「一万円台、五%台」への到達を果たした。しかし、五月以降に解決をもちこした組合(全体の四〇%)の多くは、苦戦を強いられ、低目の賃上げ解決となり、格差縮小の実績をあげることができなかった。

しかし、このように、中小内部で二極分解傾向を生じたが、全体として中小の健闘がめだったといえる。それは総評が、今春闘で「中小闘争対策本部」を発足させるなど、中小闘争に本腰を入れて取り組んだことの成果であり、中小組合はこの闘いをとおしてより一層連帯感を深めることができた。とくに地域では、春闘共闘レベルで中小闘争本部を設置するなど闘争体制を確立したことは高く評価できる。

しかし、地域でも(1)人勧がらみ、(2)許認可事業に対する攻撃、(3)業種別の経営者の結末、などにより従来の地域相場がくずれ、回答のおくれや業種別に賃上げがきまるなどの傾向が強まっている。今後、産業・業種別のきめ細かな対策と、産別間の共闘の拡大、そして産別と地域との連携などを進めていく必要があることを示している。

(6) 昨春闘に引き続き、政・財界の官民分断攻撃に対し、今春闘ではより一層、官民協力による春闘の構築をはかった。官公労の闘いの狙いは、なによりも第一に、この数年来の「人勧・仲裁」制度に対する機能的麻痺を狙う政府の攻撃をはね返し、民間賃上げ

との格差を解消する方向をどう切りひらいていくかにおかれた。具体的には、民間賃上げのヤマ場の一つである四月一七日に、官公労は中小労組と連帯して統一ストを設定し、昨春闘時における「四・四政労交渉」の確認から要求の前進的措置を政府側に迫った。その結果、まず公労協は、一応、「民賃準拠」にもとづいた公労委の調停案を四月二六日に引き出し、仲裁裁定への足場を固めることができた。この事実上の賃上げ結果については、なお、民間大手(一〇〇〇人以上規模)組合に比べて格差があり、問題を残しているが、公労協の今後の闘いは、一時金の格差是正をめぐる課題や国鉄問題に象徴されるような合理化にどう対処していくかという課題が、中心的な課題となっていくと思われる。

公務員共闘は、今春闘における「民賃準拠」とともに、八二年以来の実損回復の即時獲得をめざし、春闘における政労交渉での決着をせまったが、政府のストを背景とした交渉は拒否するという態度により回答を引き出すことなくスト決行となった。

このことは労働四団体の統一回答日が分断され有効な追及ができなかったこと。人勧体制から春闘制度回答の厚い壁が打破できなかったことなど反省があるが、官民連帯を強めて春闘後段の盛り上りから「人勧確定期」へむけての闘いが強化されている。

その意味では、官公労は、公務員共闘も公労協も賃上げ闘争を中心として、新しい闘いのみに踏みだしたといえる。(略)

(7) 以上のような諸問題、諸課題をかかえながら、われわれは、あらためて、組織、未組織を問わず、全労働者の生活改善のために、より一層、賃金闘争を中心に、春闘を発展させていかねばならぬ責務を背負っている。

大手と中小、産別と地域、官公労と民間など、あらゆる労働者、労働組合をつなぎ、共闘を発展させていく役割を、総評は今まで以上に発揮していかなばならない。

春闘における大手組合の役割と責任の重さはいうまでもないが、今春闘で発足した中小闘争対策本部をより一層強化するとともに単産・地域が一体となった共闘の拡大と、組織の強化・拡大をはかることが、今後ますます重要となってくる。(略)

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
